

令和5年度富山県外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、外国人介護人材受入施設環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 補助対象事業の内容

次のア又はイの取組みにかかる経費の一部を補助する。

ア 外国人介護人材を雇用する（雇用予定を含む。）介護サービス事業者が行う次の取組み

① 外国人介護職員とのコミュニケーションの促進

- ・外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等と行うオンラインによる通話
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成
- ・介護業務マニュアルの翻訳
- ・多言語翻訳機の購入又はリース
- ・外国人介護職員の日本語学習（日本語講師による教育等）
- ・日本人介護職員の異文化理解に資する教育・研修の受講
- ・日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講
- ・その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考えられる取組み

② 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援

- ・教材の購入、外部講習等の受講、日本語講師による教育
- ・その他外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要と考えられる取組み

③ 外国人介護職員の生活支援

- ・孤立防止やホームシック等のメンタルケア
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催
- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考えられる取組み

イ 介護福祉士試験を受験する意志を有する外国人留学生在籍する介護福祉士養成施設が行う留学生への教育の質の向上に必要な取組み

- ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成
- ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成
- ・教員の異文化理解に資する教育・研修の受講
- ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考えられる取組み

第3 申請手続き等

ア 交付申請では、以下の書類を提出するものとする。

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・所要額調書（様式第2号）
- ・事業計画書（様式第3号）
- ・雇用契約書（写し）、雇用予定の場合は雇用予定であることを証明する書類
- ・（該当あれば）受講予定の研修概要が分かるチラシ、パンフレット（写し）

- ・(該当あれば) 購入予定対象のカタログ、パンフレット (写し)
- イ 実績報告では、以下の書類を提出するものとする。
- ・実績報告書 (様式第5号)
 - ・実績額精算書 (様式第6号)
 - ・事業実績報告書 (様式第7号)
 - ・事業を行ったことが確認できる記録、写真等
- 例) 研修を実施等した場合は、実施内容がわかる書類 (日程表等)
 介護業務マニュアルを作成した場合は、作成したマニュアル
 イベントを開催等した場合は、実施内容がわかる書類 (次第、参加者名簿、当日資料等)
 多言語翻訳機や自転車を購入した場合は、購入した物の写真
- ・支払いが確認できる書類 (領収書又は請求書の写し等)
 - ・口座振替申込書 (参考様式に記載された事項を網羅していれば、ホームページに掲載した様式によらずともよい)

※ 交付申請及び実績報告受領後、追加で書類の提出を求められることがある。

第4 基本的なスケジュール

時 期	内 容
随時 ※予算上限に到達次第、受付終了とする。	交付申請の受付
交付申請後 (1 カ月程度)	県による審査のうえ、交付決定
事業完了後 30 日以内 または令和6年3月31日まで	実績報告の期限
実績報告後 (1 カ月程度)	県による審査のうえ、補助金交付

第5 申請先・問合せ先 **※申請書類等は、持参、郵送又は電子申請フォームにより提出すること。**

富山県 厚生部 厚生企画課 地域共生福祉係 (本館2階)

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-3197 FAX 076-444-3491

電子申請フォーム URL : <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/11MZdUlu>

